

富士川町

災害時備蓄計画

～住民・地域・行政の協働による

防災力強化を目指して～

富士川町防災課

平成30年2月策定

■目 次

1	はじめに	1
2	基本的な考え方について	1
3	備蓄及び調達イメージ	2
4	備蓄物資目標数量	3
5	備蓄品目	3
6	整備（購入）計画	4
7	備蓄物資の管理	5
8	町民による非常用持出品	5
9	事業所内備蓄について	6
10	救援物資について	6
11	備蓄倉庫の配備	7

1 はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による地震は、その後に発生した巨大津波により、東北地方の太平洋沿岸地域を中心に壊滅し、尊い多くの生命と、あらゆるものを奪い去り、死者・行方不明者約4千人、家屋被害5万3千棟、最大避難所避難者数5万人という未曾有の大惨事となった。

また、平成29年7月5日から6日に発生した九州北部豪雨では、対馬海峡付近に停滞した梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響により線状降水帯が形成され、同じ場所に猛烈な雨を継続して降らせたことから、九州北部地方で記録的な大雨となり、河川の氾濫や床上浸水、土砂災害などが発生し、福岡県、大分県で計37人が死亡したほか、多くの家屋に被害が生じるなど、電気、ガス、水道等のライフラインが停止し、道路、鉄道などの交通手段や通信機能にも支障が生じるなど極限状態となった。

このような極限状態の中、避難者は少ない食糧品や物資を分かち合い、共同の精神により飢えをはじめとする想像を絶する生活環境に正面から向き合い、耐え忍んできた。

私たちは、この教訓を子々孫々伝える義務があり、この教訓を生かし、大規模災害時にも対応できる食糧等の備蓄をしなければならない。

本町ではここに、災害対策基本法、富士川町防災基本条例、富士川町地域防災計画に基づき、今後の大規模災害に備え、町民、事業所などと協力し、備蓄計画を策定するものである。

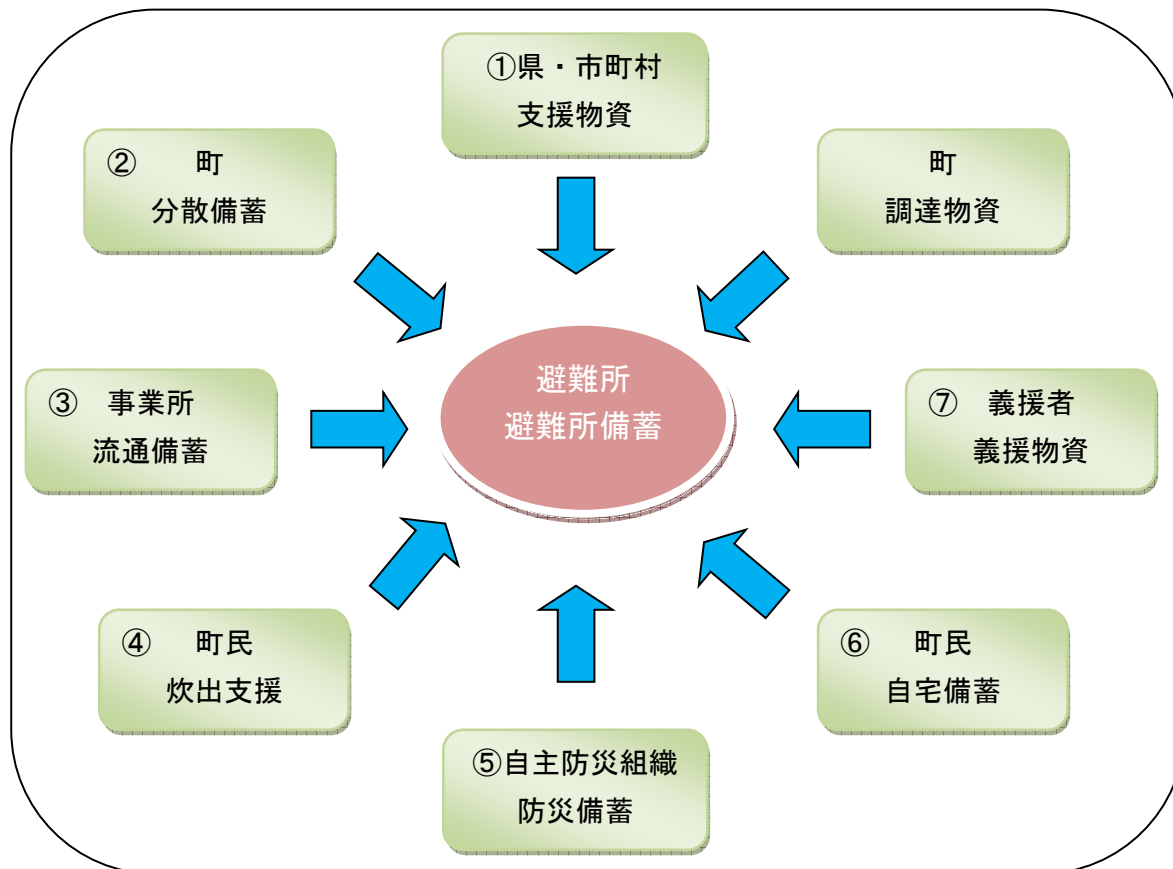
2 基本的な考え方について

震災時は、被災地域における流通機能が停止したり、外部からの救援物資が届きにくい状態になることが懸念されることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に鑑み、町民は日頃から、被災直後に必要な物資を備えておくことが必要である。

しかしながら、震災時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想されるため、町は、町民自らが非常用持出品として食糧品等の備蓄をすることを基本としつつ、町も非常用持出品を持ち出せなかった避難者等のための食糧、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材を備蓄するものとする。

3 備蓄及び調達イメージ

本町における備蓄及び調達イメージ図



(1) 自治体からの支援物資

町は、県や応援協定先自治体等から、不足する食糧品等を支援物資として調達し配分する。

(2) 町による分散備蓄

町は、大災害や、局地的な災害時に備えて、常に必要な物資を必要とする避難所等に配送できる環境を確保することとし、本庁舎、町民会館、道の駅水防倉庫に配備する。

(3) 事業所による流通備蓄

予め事業所等と災害発生時において、食糧品等の備蓄物資を提供する協定を締結し、不足する避難所等へ迅速に配分する。

(4) 自主防災組織等による防災備蓄

町からの補助等により、自主防災組織や各区・組等において食糧品等の備蓄を行い、避難者への提供を行う。

(5) 町民による炊出し

災害時において、町民や民間事業者等の協力による炊出支援を行い、避難所等へおにぎり等の配給を行う。

(6) 救援物資

町は、災害時において、各種団体や民間事業者、個人から善意で寄せられる物資について、不足する避難所に配付する。

4 備蓄物資目標数量

備蓄物資配分対象者数については、「東日本大震災に伴う避難所による最大避難者数」に基づき算定した。

◆最大避難者数の概数 16,000人（※町内全世帯を想定し、全町民とした。）

(1) 目標数量

目標数量については、16,000人を基本とし、食糧及び飲料水については3日分の備蓄を行う。4日目以降については、自治体等からの支援、救援物資等により補うものとする。

また、食料、飲料水以外のその他の備蓄品目については、学校や公民館など公共施設の各指定避難所に全て配備するものとする。

【必要とする数量】

食糧：16,000人×3食×3日＝144,000食

飲料水：16,000人×3L×3日＝144,000L

【町民による持出し】

最大避難者16,000人のうち、半分が持ち出せると想定した。

【全体数量】

区分	食糧	飲料水
町	36,000食	36,000L
町民	72,000食	72,000L
流通備蓄	36,000食	36,000L
計	144,000食	144,000L

(2) 町備蓄物資

町が行う食糧及び飲料水の備蓄目標数量は、36,000食、36,000リットルとする。

(3) 事業所等による流通備蓄

町による備蓄で不足が予想される分として、36,000食、36,000リットルを目標とする。

(4) 自主防災組織等による防災備蓄

全ての自主防災組織等に配備できるよう、啓発に努める。

(5) 町民による非常用持出品の配備

町民自らの持出品目標数量は、72,000食、72,000リットルとする。

5 備蓄品目

備蓄品目については、緊急性があり、家屋の全壊や流出により、避難した住民にとって、災害発生後、町や事業者からの物資が届くまでの間の必要不可欠な食糧、生活必需品などを予め選定する。

(1) 避難所備蓄

① 食糧品等

調理不要食、粉ミルク、非常用飲料水（2リットルのペットボトル）

②生活必需品

毛布、簡易トイレ、カセットボンベ、マスク、生理用品等

③資機材

発電機、太陽光ランタン、簡易担架、スコップ、ストーブ、パール等

④医薬品

救急箱セット、救助用マット

(2)分散備蓄（3カ所保管）

①避難所備蓄用品一式

②浄水機、ボート

6 整備（購入）計画

整備（購入）計画を次のとおりとする。

(1)避難所備蓄及び集中備蓄

- ① 調理不要食、非常用飲料水を毎年5,400食・3,600リットルずつ配備し、常時36,000食・36,000リットル保存する。

なお、調理不要食は7年間、飲料水は10年間の賞味期限を有するものを購入し、それぞれの最終年度内において、地域や学校等の防災訓練などで使用する。

- ② 粉ミルクについては、18箇月の賞味期限を有するものを購入し、計画的に配備する。

③生活必需品・資機材・医薬品

避難所等において使用した場合や、不足が生じると予想される場合に、随時、補充する。

(2)事業所による流通備蓄

現在、1社と災害協定を締結し、物資の調達を行うこととしている。今後、具体的な備蓄数を確定し、随時、備蓄目標を達成できるよう協定の内容等を見直しする。

◆流通備蓄に関する協定締結一覧（平成30年1月1日現在）

協 定 名	協 定 内 容	協 定 先
災害時における食糧・物資の安定供給等に関する協定書	緊急時に、速やかに食糧等の安定供給が行われ、被災者救援及び救助活動が円滑に実施されることを目的とする。	(株)はくばく

7 備蓄物資の管理

災害時に備蓄物資を使用するのは、主に地域住民であることから、備蓄物資の保管場所を熟知していただくことや、資機材の使用方法を習得することが大切である。

このため、備蓄倉庫の管理方法や役割分担について、地域住民や関係機関と十分に協議を行い、管理方法などをまとめたマニュアルを作成するなどし、地域住民の理解と協力を得ながら、地域が主体となって取り組むことによって、災害時の対応が速やかに行えるよう、地域が主体となった備蓄倉庫の適正な管理を促進する。

8 町民による非常用持出品

非常用持出品の準備については、日頃からの備蓄が十分であるとは言えないが、今後も更に、特別な物でなくてもかまわないので、普段購入しているものでも震災時には十分足りることを周知するなどし、3日以上以上の食糧や飲料水の備蓄を呼びかけていく必要がある。

また、様々な周知方法により、家庭内備蓄の充実に向けた町民の協力を継続的に広報していくとともに、自主防災組織等の平常時の活動においても、広報を行い、各家庭や地域における備蓄を促進する。

(1) 非常用持出品の備蓄

各家庭では、次のものを非常用持出品として備えることが必要です。また、非常用持出品は、直ちに持ち出せるようリュックサックなど持ち運びしやすいものに収納することが大切です。

【最低限、必ず備蓄する物】

- ・食糧、飲料水（長期保存可能なもの）、ラジオ、懐中電灯

【その他の備蓄品】

- ・毛布、タオル、ティッシュ、救急医薬品、常備薬、老眼鏡、携帯電話、充電器、軍手など

(2) 備蓄食糧の条件

次のような条件を満たしたものが、備蓄食糧として適している。

- ① 日常生活にも使え、なおかつ長期間保存に耐えられるもの（乾物類は日本の伝統食品で保存日数も長く栄養もある。）
- ② 調理にあまり手間のかからないもの
- ③ 持ち運びに便利なもの
- ④ 必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの

(3) 家庭での備蓄に適した食糧・飲料水

特別に災害用食糧を用意しなくても、普段購入しているものを上手に活用することで、賄うことができる。

栄養バランスを配慮し、かつ家族の好みに合うものを、普段から購入するよう、心掛けることが必要である。飲料水は、1人1日3ℓが目安になる。

例) レトルト主食(白米、五目御飯、白粥)、米、冷凍おにぎり、冷凍めん、個包装もち、粉類(小麦粉、ホットケーキミックス)、乾パン、即席めん、ビスケット、クラッカー、せんべい、シリアル類、乾めん肉缶詰、レトルト肉料理、シチュー類缶詰

9 事業所内備蓄について

企業等は、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止などに取り組み、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、地震が発生した場合に応急処置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資機材を備蓄し、防災訓練を実施する必要がある。

また、震災時における従業員との連絡方法を定め、3日分以上の備蓄等を推進し、地震が発生した場合には、住民と協力し、周辺地域における防災活動を行うことが求められることから、事業所等と行政との相互連携による防災対策の構築を図ることが重要である。

さらに、近隣住民等と連携することも防災力の向上に欠かせないため、保有する施設、資機材、組織力等の防災能力や資源を提供することも必要と考えられる。

(1) 事業所等で用意することが望ましいもの

食糧・飲料水 ※3日分以上

資機材等 医薬品、携帯トイレ、防水シート、テント、ラジオ、乾電池、ヘルメット、軍手、長靴、自転車など

※ 保管場所は、取り出すときの容易さ、耐震性、分散化を考慮する。

※ 飲料水、食糧、乾電池等は、定期的な更新が必要である。

(2) 従業員（個人）で用意することが望ましいもの

地図、懐中電灯、防寒着、手袋、歩きやすい靴、携帯食糧、飲料水、携帯ラジオなど

10 救援物資について

東日本大震災では、特定の場所に救援物資が大量に届けられ、そこで仕分けする処理能力を超えていたため、救援物資が山積になったり、搬入の情報が錯綜したという事例があった。

このように、受け入れた物資の仕分けには、多くのマンパワーを要し、すみやかに避難所に搬送できない恐れがある。その要因の一つとして、一つの送付物に多種多様の物資が詰められてくるため、その開封・仕分けに時間を要したことが考えられる。

このことから、被害の状況に応じて、適切に救援物資受入のコントロールを行う必要がある。また、必要な物資を円滑に供給するには、物流計画の専門家のノウハウや知識も必要であることから、総合物流企業と連携し、効率的な物流システムの構築に努める必要がある。

◆救援物資及び支援物資等の管理に関する協定締結一覧（平成30年1月1日現在）

協 定 名	協 定 内 容	協 定 先

1 1 備蓄倉庫の配備

(1) 備蓄倉庫の機能・役割

東日本大震災以前は、役場庁舎のみに備蓄していたが、震災を契機にその教訓を活かし、迅速な供給を図るため、食糧、資機材、生活必需品などを分散して避難所などに配備した。また、避難所備蓄が不足する場合に備え、本庁舎倉庫、道の駅備蓄倉庫、町民会館備蓄倉庫等に分散して備蓄している。

(2) 避難所備蓄倉庫

① 学校施設

余裕教室等の活用や、敷地内の倉庫を活用する。

② 集会所等

各自主防災組織の集会所や倉庫の活用促進を図る。

(3) 分散備蓄倉庫

本庁舎備蓄倉庫をはじめ町民会館など、3箇所に分散備蓄を行っているが、いずれも既存施設の一部を活用していることから、狭隘化が進んでいるため、今後、義援物資等の保管も想定し、備蓄専用の倉庫の整備が必要である。